

仙台塩釜港振興会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、仙台塩釜港振興会と称し、事務局を仙台塩釜港に海岸線を持つ市町村に置く。

(目的)

第2条 本会は、仙台塩釜港の適正な利用運営と総合的かつ効果的な整備を促進するため、港湾関係機関、団体並びに会員相互の協調を図ると共に、地域社会の経済発展と文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 仙台塩釜港の利用促進を図るために必要な調査研究
 - (2) 関係機関、団体及び会員相互間の連絡協調
 - (3) 港湾施設の整備運営に関する事業
 - (4) その他、目的達成に必要な事業
- 2 前項の事業を促進するため、次の専門部会を置くことができる。
- (1) 運営部会（事業促進企画、連絡調整等）
 - (2) 利用部会（港湾施設整備、利用運営等）
 - (3) 環境安全部会（海上及び陸上の交通安全、環境保全等）
- 3 前項の専門部会に関する必要な事項は理事会の議決を経て、会長が別に定める。
- 4 緊急の課題に対応するため、会長の指名による特別委員会を置くことができる。

(会員)

第4条 本会の会員は、仙台塩釜港に現在及び将来に亘り直接又は間接に密接なる関係を有し、本会の趣旨に協賛する企業及び団体を持って組織する。

(加入)

第5条 本会への加入は、前条に該当する者で、入会の申込書を提出したものとする。

(退会)

第6条 本会の会員は、次の事項に該当したときは、退会するものとする。

- (1) 退会の申出をしたとき
- (2) 会費を長期間納入しないとき
- (3) 本会の目的に反し、または著しく会の秩序を乱したとき
- (4) 会社の解散、連絡不能等、退会とする相当の理由が認められるとき

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 9名以内
- (3) 常務理事 1名

- (4) 理事 20名以内
- (5) 監事 3名

(役員を選任)

第8条 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。ただし、会長、副会長、常務理事は理事の互選により選出する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第10条 会長は本会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。副会長が会長の代行をする場合は、理事会の承認を得る。
- 3 常務理事は、会長の委任を受け、事務局の会務処理を管理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会の運営にあたる。
- 5 監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(顧問及び相談役)

第11条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

(事務局)

第12条 本会の業務の円滑な運営を図るため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置く他、事務局員を置くことができる。
- 3 事務局長及び事務局員は、会長が委嘱する。事務局長は、会長の命を受け会務を処理し、事務局員は事務局長の会務処理を補佐する。
- 4 会長は、その権限に属する事務を事務局長に委任することができる。

(会議の種類)

第13条 会議は、総会及び理事会とする。

(会議の招集)

第14条 総会及び理事会は、会長が招集する。

(総会)

第15条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

- 2 通常総会は、年1回開催し、臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の要求があったとき開催するものとする。

(総会の成立)

第16条 総会は、会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）がなければ、会議を開

くことができない。

- 2 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとする。
- 3 会長は、総会の決議事項について議事録を作成し、保管しなければならない。

(総会に付議すべき事項)

第17条 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告並びに事業計画の決定
- (2) 予算及び決算の決定
- (3) 規約の改正
- (4) 理事及び監事の選出
- (5) その他、理事会で総会に付議すべきものと議決した事項

(権限の委任)

第18条 総会は、その権限に属する事項を総会の議決を経て、理事会に委任することができる。

(理事会)

第19条 理事会は会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上の要求があったとき開催するものとする。

- 2 監事は理事会に出席することができる。

(理事会の成立)

第20条 理事会は、理事の2分の1以上の出席（委任状を含む）がなければ、会議を開くことができない。

- 2 理事会の議事は、出席者の過半数で決し、賛否同数のときは議長の決するところとする。
- 3 会長は、理事会の決議事項について議事録を作成し、保管しなければならない。

(理事会の決議等の省略)

第21条 会長又は理事の3分の1以上が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(総会の決議等の省略)

第22条 会長又は理事の3分の1以上もしくは会員の3分の1が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(専決処分)

第23条 総会の決議を経なければならない事項で緊急を要するものについては、会長は理事会に付議し、専決処分をすることができる。ただし、次期総会において承認を受けなければならない。

(年度会計)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費の支弁)

第25条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会 費)

第26条 本会の会費は、年額1口（1口12,000円）以上とする。

2. 会員が納入した会費は、返還しないものとする。

附 則

(施行期日) この規約は、平成18年7月20日から施行する。

(施行期日) この規約は、平成29年7月21日から施行する。

(施行期日) この規約は、令和2年6月30日から施行する。

仙台塩釜港振興会専門部会運営要領

(目的)

この要領は、仙台塩釜港振興会規約第3条第3項の規定に基づき、規定に定めるもののほか、専門部会について必要な事項を定め、業務の円滑な推進を図ることを目的とする。

(部会員)

会員は、専門部会を自由に選択し、部会員となることができる。

(部会長及び副部会長)

各専門部会の部会長及び副部会長は、理事の中から選任する。

- 2 部会長は、会議の議長となり、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。

(専門部会の招集)

専門部会の招集は、部会長が行う。

- 2 専門部会は、当該各部会長が必要と認めた都度開催するものとする。
- 3 部会長が特に認めたときは、顧問又は相談役を会議に参加させて意見を聴くことができる。

(議事録作成)

部会長は、専門部会の協議事項について議事録を作成し、保管しなければならない。

(報告)

部会長は、会議の結果について会長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日) この規約は、平成18年7月20日から施行する。

- 2 1 - - 2 2 - - 2 3 - - 2 4 - - 2 5 - - 2 6 -

- 1 9 -